令和　8 年度

業　務　名	：	名護自然動植物公園機能強化事業交差点改良工事（磁気探査）
業務位置	：	名護市字　　名護　　地内
履行期間	：	令和 8 年　月　日 ～ 令和 9 年 3 月 18 日

特　記　仕　様　書

第 1 条　（設計業務等共通仕様書等の適用）

本業務に当っては、沖縄県土木建築部制定の「土木設計業務等共通仕様書」・「地質・土質調査業務共通仕様書」・「測量作業共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
以下、「共通仕様書」という。なお、共通仕様書は最新版を用いること。

第 2 条　（共通仕様書に対する特記及び追加事項）

共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

特記仕様書	名護市

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1			総　則		
			目的及び適用	1 － 1	本特記仕様書は、名護市(以下発注者とする)が発注する委託業務を受託者（以下受注者とする）が業務を適正に行うため実施しなければならない一般事項を示すものである。 また、本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書に疑義が生じた場合は、その都協議し、調査職員の指示を受けなければならない。
			要領について	1 － 2	本業務は、共通仕様書のほかに「磁気探査実施要領」に基づき実施すること。なお同要領は最新版を用いること。
			業務計画書	1 － 3	業務計画書は、磁気探査要領に従い、下記事項の内容を記載するものとする。 1. 探査概要 2. 探査方法 3. 工程表

章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 事 項
1					4. 業務組織計画 5. 成果品の内容・部数 6. 連絡体制（緊急時を含む） 7. 使用機器の種類・名称・性能 8. 現場での感度較正方法
			管理技術者の 資格要件について	1 － 4	管理技術者は次のいずれかに当てはまるものとする。 ① 技術士【総合技術監理部門（建設又は応用理学）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者 ② 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者
1					③ 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門又は応用理学部門）に4年以上従事している技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者 ④ 港湾海洋調査士【危険物探査部門】の資格を有する技術者 ⑤ RCCM【地質部門又は土質及び基礎部門】の資格を有する技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者 ⑥ 一般社団法人沖縄県磁気探査協会が認定する磁気探査技士の資格を有する技術者
			関係官公庁への 手続き等	1 － 5	受注者は、本業務を実施するに当たり、関係官公庁に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。また、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際には協力しなければならない。
			土地の立入り等	1 － 6	土地の立入りを行う場合は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 受注者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する際は、あらかじめ調査職員に報告するとともに、所有者の承諾を得て行うものとする。

章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 事 項
1					
			保険加入	1 － 7	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。 ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。 （業務計画書記載例） 保険加入の義務に基づき、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を保険者とする保険に加入しています。
1			普通傷害保険	1 － 8	業務期間中の現場における不慮の事故に備えて普通傷害保険に加入するものとし、現場着手前にその証書を発注者に提出する。
			不発弾発見時の対応及び処理について	1 － 9	受注者は、本業務において不発弾が発見された場合は、直ちに調査員へ報告しなければならない。 また、警察署（交番・駐屯所）に報告すると共に、調査職員をとおして本市総務課に報告する。 また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊の指示灯があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。
			探査作業中の責任	1 － 10	受注者は、探査中及び磁気異常点の掘削・確認等の不発弾による事故については、契約書第28条（一般的損害）、契約書第29条（第三者に及ぼした損害）の規定する受注者の責に帰すべき損害として、賠償を行わなければならない。 また、契約書第34条（引渡し前における成果物の使用）の規定により使用した成果物（生産物）起因する事故等についても同様な扱いとする。
			探査後の責任	1 － 11	本業務の成果物（生産物）については、十分なる精査、考察を行うものとする。 受注者は本業務の成果物（生産物）に起因する事故等については、契約書第45条（契約不適合責任）、第46条（契約不適合責任期間等）の瑕疵担保責任として賠償を行わなければならない。 対象期間：本業務着手後から対象範囲作業完了まで。 対象範囲：探査範囲（探査面及びその対象深度）

章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 事 項
			業務負担について	1 － 12	業務完了後、工事施工中に内容の変更が生じた場合の業務負担については、次のとおりとする。 1.指示事項については、発注者が設計変更をおこなう。 2.設計と現場の不一致及び乙のかしによる場合は、受注者が設計変更をおこなう。 上記以外は発注者と受注者で協議をおこない決定する。
			業務負担について	1 － 13	業務完了後、工事施工中に内容の変更が生じた場合の業務負担については、次のとおりとする。 1.指示事項については、発注者が設計変更をおこなう。 2.設計と現場の不一致及び乙のかしによる場合は、受注者が設計変更をおこなう。 上記以外は発注者と受注者で協議をおこない決定する。
1					
2			成果品		
			提出書類	2 － 1	成果品は磁気探査実施要領によるものとする。 成果品は下記のとおりとする。 1. 業務報告書:原本(黒表紙金文字)1部、 控(チューブファイル金文字)1部 2. 測定記録書1部(業務報告書へ添付) 3. 測量野帳1部(業務報告書へ添付) 4. その他、監督員に請求された資料 ※ 以上の成果品については、全て電子ﾃﾞｰﾀも提出する。
			報告書	2 － 2	報告書は、A-4版ﾌｧｲﾙとし表紙、背表紙には年度、業務名、発注者名、請負者名を記入する。